

公害防止管理者制度のあらまし

－特定工場における公害防止組織の整備－

1. 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」について

製造業（物品加工業含む。）等で特定の施設を設置している工場は、公害防止に関する最高責任者として公害防止統括者、公害防止に関する技術的事項の管理者として公害防止主任管理者及び公害防止管理者を選任し、人的管理組織体系を設置するよう義務づけられています。

（1）本法の目的

この法律は、公害防止管理者等（公害防止統括者及び公害防止主任管理者、公害防止管理者）選任の制度を設けることによって、特定工場の公害防止組織の整備を図り、組織的な公害防止の取組に資することを目的としています。

（2）本法の概要

特定工場を設置している者（**特定事業者**という。）は、
設置する**施設区分**に応じ、**公害防止管理者**かつ**代理者**を
工場の**規模**に応じ、さらに**公害防止統括者**かつ**代理者**、**公害防止主任管理者**かつ**代理者**を
選任し、所定の様式により都道府県知事又は市町村長に届出なければならない。

※制定の経緯

1970年（昭和45年）にいわゆる「公害国会」が開かれ、公害問題克服のため、公害対策基本法の改正のほか、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等を含め14の法律が改正又は制定されました。当時、多くの工場は十分な公害防止体制（人的管理組織）が整備されていない状況でありました。

そこで、翌年、工場内に公害防止に関する専門的な知識を有する人的組織体系の設置を義務付けた標記法律（公害防止組織法もしくは、公害防止管理者法の略称で呼ばれる。）が制定されました。

2. 特定工場について

(1) 公害防止管理者法における特定工場

①その業種が対象となる1～4のいずれかに属している。

1. 製造業（物品加工業含む。） 2. 電気供給業 3. ガス供給業 4. 熱供給業

※原則として、日本標準産業分類（総務省）による。

ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do> を参照してください。

②「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」（以下「政令」とする。）で定めるいずれかの施設を設置している。

以上の①を満たし、②に該当する、政令で定める工場が特定工場となります。

(2) 「政令」で定める特定施設、特定工場

①ばい煙発生施設、工場

大気汚染防止法施行令別表第一に掲げる施設（同表13の項に掲げる施設（廃棄物焼却炉）を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。）

①-1 有害物質を使用する施設を設置する工場

大気汚染防止法施行令別表第一の9項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表14項から26項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場

①-2 有害物質を使用しないが排出ガス量が大量である施設を設置する工場

①-1に掲げる工場以外の工場で排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されている気体の1時間あたりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が1万Nm³/時以上のもの

…別添資料1を参照してください。

②汚水等排出施設、工場

水質汚濁防止法施行令別表第一の第2号から第24号まで、第26号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）

②-1 有害物質を使用する施設を設置する工場

水質汚濁防止法施行令別表第一の第19号、第22号、第23号の2、第24号、第26号から第29号まで、第31号から第35号まで、第37号、第38号の2、第41号、第43号、第46号から第48号まで、第50号、第51号、第53号、第58号、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場、排水を排出しているもの、又は特定地下浸透水を浸透させているもの

(※) 汚水等排出施設に限らず工場から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路）へ排出水を排出しているもの

②-2 有害物質を使用しないが排出水量が大量である施設を設置する工場

②-1 に掲げる工場以外の工場で排出水量（※）が $1,000\text{m}^3$ / 日以上のも

（※） 特定工場から公共用水域へ排出されるすべての水（終末処理場を有する公共下水道に排出される水は対象外）で、1日あたりの平均的な排出水の量

…別添資料2及び資料3を参照してください。

③特定粉じん発生施設、工場

大気汚染防止法施行令別表第二の二に掲げる以下の施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）を設置する工場

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 解綿用機械 | (原動機の定格出力が3.7kW以上) |
| 2. 混合機 | " |
| 3. 紡織用機械 | " |
| 4. 切断機 | (原動機の定格出力が2.2kW以上) |
| 5. 研磨機 | " |
| 6. 切削用機械 | " |
| 7. 破砕機及び磨砕機 | " |
| 8. プレス [剪断加工用のものに限る。] | " |
| 9. 穿孔機 | " |

[これらは、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。]

④一般粉じん発生施設、工場

大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる以下の施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）を設置する工場

1. コークス炉 (原料処理能力 50t / 日以上)
2. 鉱物*1又は土石の堆積場 (面積が $1,000\text{m}^2$ 以上)
3. ベルトコンベア及びバケットコンベア*2
(ベルト幅が 75cm 以上又は、バケット内容積が 0.03m^3 以上)
4. 破砕機及び磨砕機*3 (原動機の定格出力が 75kW 以上)
5. ふるい*3 (原動機の定格出力が 15kW 以上)

[*1 コークスを含み、石綿を除く。]

[*2 鉱物*1、土石又はセメントの用に供するもの限り、密閉式のものを除く。]

[*3 鉱物*1、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。]

⑤-1 騒音発生施設、工場

騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあり、以下の施設を設置する工場

1. 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
2. 鍛造機^{たん}（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

⑤-2 振動発生施設、工場

振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあり、以下の施設を設置する工場

1. 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。）
2. 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
3. 鍛造機^{たん}（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

⑥ダイオキシン類発生施設、工場

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一の第1号から第4号まで及び別表第二の第1号から第14号に掲げる施設を設置する工場

…別添資料4を参照してください。

※法・政令等の詳細は、別途資料もしくは下記ホームページを参照してください。

環境省>法令・告示・通達 : <https://www.env.go.jp/hourei/>

3. 公害防止組織体系について

(1) 本法が定める公害防止組織は、次の3つの職種で構成されており、特定工場の規模、設置する施設の規模・種類の要件等に応じ、選任します。なお、それぞれの代理者を必ず選任しておく必要があります。

①公害防止統括者及びその代理者

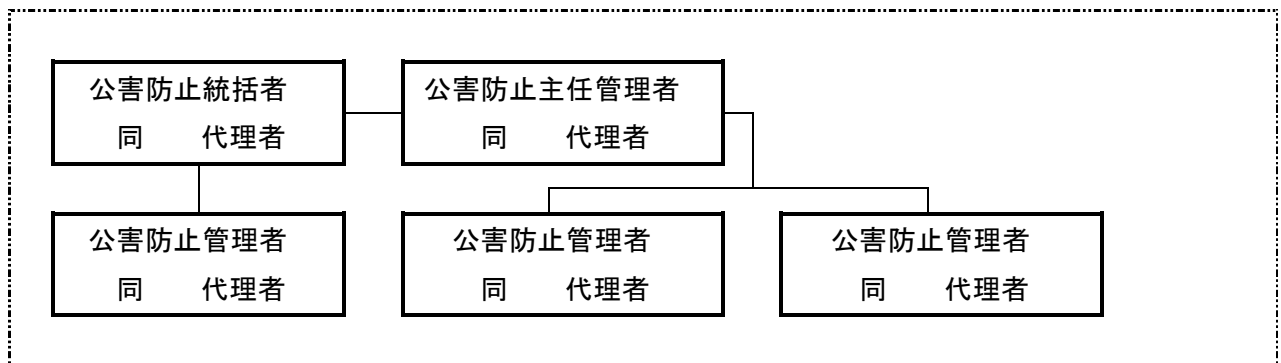
- ・ 常時使用する従業員の数が21名以上の場合、選任が必要です。
- ・ 工場の公害防止に関する業務（施設の監視、維持、使用等）を統括・管理する役割を担います。工場長等の職責にある方が適任とされます。
- ・ 資格は不要です。代理者もこれに準じます。

②公害防止主任管理者及びその代理者

- ・ ばい煙発生施設かつ汚水等排出施設が設置されている工場のうち排出ガス量が4万Nm³／時以上であり、かつ排出水量が1万m³／日以上である場合、選任が必要です。
- ・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。部長又は課長等の職責にある方が適任とされます。
- ・ 公害防止主任管理者としての資格が必要です。代理者の資格要件もこれに準じます。

③公害防止管理者及びその代理者

- ・ 公害発生施設の区分ごとの選任が必要です。法・政令等を参照してください。
- ・ 公害発生施設又は公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等技術的事項の役割を担います。施設の直接の責任者の職責にある方が適任とされます。
- ・ 公害発生施設の区分に応じた公害防止管理者の資格が必要です。代理者の資格要件もこれに準じます。



注) 原則として、2つ以上の工場について、同一の公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任することはできません。ただし、公害防止管理者については、兼務可能な要件を満たせば、複数の特定工場において兼任することができます。

※特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書き（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準（平成17年3月7日告示）参照（http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/kougai'boushi/download/tadashigaki.pdf）

(2) 選任すべき事由が発生してからの選任期限は、以下のとおりです。

	選任の内容	選任の期限
①	公害防止統括者及びその代理者の選任	30日以内
②	公害防止主任管理者及びその代理者の選任	60日以内
③	公害防止管理者及びその代理者の選任	60日以内

4. 公害防止管理者制度に係る届出について

3の(2)にもとづき公害防止統括者等を選任等した場合、その旨和歌山県知事もしくは市町長に法の規定に沿った届出が必要です。下記様式の届出書の正本にその写し1通を添えて提出してください。

(1) 届出書の種類と届出期限

	届出事項	届出書類	届出期限
①	公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びそれらの代理者の選任、死亡又は解任	公害防止統括者(代理者)、公害防止主任管理者(代理者)、公害防止管理者(代理者)それぞれの選任、死亡・解任届出書、資格を有する者である旨を証する書類	選任、死亡又は解任した日から30日以内
②	特定事業者について相続又は合併による承継	承継届、事実を証する書面	概ね30日以内(遅延なく)

(2) 届出の様式

各届出の様式は、環境管理課ホームページからダウンロードできますので、利用してください。

(3) 届出先区分

届出先区分は、事務委任等の関係で次のとおりです。

	届出先	区分
1	和歌山県	県内(和歌山市除く)の以下の特定工場 (1) ばい煙発生施設、汚水等排出施設、粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設を設置する工場 (2) 上記各発生施設に加え騒音発生施設又は振動発生施設を併置する工場
2	和歌山市	和歌山市内の特定工場
3	市町	騒音発生施設又は振動発生施設のみを設置する特定工場 (各規制法第3条第1項の規定により指定された地域内)

(4) 届出先所在地

6の(1)～(3)を参照してください。届出先が和歌山県となっているものについては、**県立各保健(支)所に届出**てください。経由して県環境管理課に届けられます。

なお、届出が和歌山市及び各市町となっているものもありますのでご注意ください。

5. 公害防止管理者等の資格取得について

(1) 当国家資格の取得方法

公害防止管理者等の国家資格を取得するには、次の2種類の方法があります。

①公害防止管理者・公害防止主任管理者国家試験の受験

毎年1回行われる国家試験を受験して資格を取得する。

(この受験には、学歴、年齢、性別及び実務経験等の制限はありません。)

②公害防止管理者・公害防止主任管理者資格認定講習の受講

(1)技術資格又は(2)学歴及び実務経験のある方が、書類審査を経て一定(指定)の講習を受講して有資格者となる。(技術資格、学歴及び実務経験資格の制限があります。詳しくは次の一般社団法人産業環境管理協会ホームページを参照してください。)

(2) 公害防止管理者・同主任管理者国家試験

①試験実施機関：一般社団法人 産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 (幸ビルディング)

TEL 03-3528-8156 ホームページ：<https://www.jemai.or.jp/>

②管理者区分とその資格(試験・講習の種類)

(13種類)

管理者区分		特定施設の規模等		必要とする資格(種類)
○公害防止主任管理者		排出ガス4万Nm ³ /時以上、かつ排出水量1万m ³ /日以上		公害防止主任管理者又は、大気関係1種又は3種かつ水質関係1種又は3種
①大気関係公害防止管理者(特定施設の規模等)				必要とする資格 (試験・講習の種類)
	特定施設名	有害物質	排出ガス量	
①-1	ばい煙発生	使用	4万Nm ³ /時以上	大気関係第1種
	ばい煙発生	使用	4万Nm ³ /時未満	大気関係第1種か第2種
①-2	ばい煙発生	使用無し	4万Nm ³ /時以上	大気関係第1種か第3種
	ばい煙発生	使用無し	4万Nm ³ /時未満 1万Nm ³ /時以上	大気関係第1種～第4種
②水質関係公害防止管理者(特定施設の規模等)				必要とする資格 (試験・講習の種類)
	特定施設名	有害物質	排出水量	
②-1	汚水等排出	使用	1万m ³ /日以上	水質関係第1種
	汚水等排出	使用	1万m ³ /日未満 ※特定地下浸透水	水質関係第1種か第2種
②-2	汚水等排出	使用無し	1万m ³ /日以上	水質関係第1種か第3種
	汚水等排出	使用無し	1万m ³ /日未満 1千m ³ /日以上	水質関係第1種～第4種
管理者区分		必要とする資格(試験・講習の種類)		
③特定粉じん関係公害防止管理者		特定粉じん関係もしくは大気関係第1種～第4種		
④一般粉じん関係公害防止管理者		一般粉じん関係もしくは特定粉じん関係あるいは大気関係第1種～第4種		
⑤-1・2 騒音関係・振動関係公害防止管理者		騒音・振動関係		
⑥ダイオキシン類関係公害防止管理者		ダイオキシン類関係		

※平成17年度以前の騒音関係有資格者、振動関係有資格者は、各関係のみの資格を有するものとされます。

③国家試験の受験から資格取得までのスケジュール

例年、スケジュールは以下のとおりです。詳しくは、試験実施機関である一般社団法人産業環境管理協会にお問い合わせください。

願書受付期間	7月初日～末日
受験票送付	9月上旬
試験日	10月第1日曜日（1日間）
合格発表	12月中旬

※平成18年度受験者より科目別合格制度が適用されています。

（科目別合格者の3年以内積み重ね認定、資格別合格者の共通試験科目免除など）

④受験案内の入手及び受験申込

受験案内は、一般社団法人産業環境管理協会のホームページから入手でき、受験申込は同ホームページからインターネット申込となっています。

(3) 公害防止管理者・同主任管理者資格認定講習の受講

認定講習は、技術資格又は、学歴及び実務経験資格を有する方を対象に行うもので、書類審査を経て規定の講習を受講し、かつ、修了試験に合格した場合、国家試験に合格した場合と同等の資格が付与されます。

①資格認定講習の実施機関（経済産業大臣及び環境大臣の登録機関（年度毎更新））

実施機関	所在地（電話・ホームページ）
①一般社団法人 産業環境管理協会	<p>○一般社団法人 産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 （幸ビルディング） TEL 03-3528-8156 ホームページ：https://www.jemai.or.jp/</p> <p>○一般社団法人 産業環境管理協会 関西分室 〒550-0012 大阪市西区立売堀一丁目2番12号 （本町平成ビル4階） TEL 06-6536-2525 FAX 06-6536-2526</p>
②一般社団法人 日本砕石協会 （一般粉じん関係のみ）	<p>〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-2 （第二平森ビル階） TEL 03-5435-8830 FAX 03-5435-8851</p>

※資格認定講習の詳細については、①もしくは②の機関にお問い合わせください。

②資格認定講習受講から資格取得までのスケジュール

実施機関によって異なりますので、詳しくは各実施機関にお問い合わせください。

【一般社団法人産業環境管理協会】の場合、概ねスケジュールは以下のとおりです。

案内書公開	10月中旬
仮申込み受付期間	10月中旬～2月下旬
受講通知・本申込書送付	(受講方法や内容により締切期日、送付期日が違います。)
受講期間	11月上旬～3月下旬
修了試験	e-ラーニング講習の場合、視聴を終了し、受験案内後3週間以内。 対面講習の場合、最終受講日。
修了証書授与	12月末までに実施した講習の場合、2月末まで。 1～3月に実施した講習の場合、5月上旬まで。

※令和4年度よりe-ラーニング講習(インターネット上で配信される講義を規定時間視聴したあと、CBT*による修了試験を受ける講習)が開始されています。これまでの対面講習が実施されるかは一般社団法人産業環境管理協会にお問い合わせください。

*CBT(Computer Based Testing) …全国に設置している試験会場でパソコンを使用して行うテスト。和歌山県内では、和歌山市と田辺市の2か所の試験会場から選べます。

※修了試験の内容は国家試験に準じた難易度になっており、不合格であれば資格は得られません(再試験なし)。

③案内書及び仮申込書の入手

受講案内書及び仮申込書は、各講習実施機関のホームページから入手できます。

※仮申込には、受講内容に対応した技術資格又は学歴及び実務経験資格を証明する書類の提出が必要です。

6. 和歌山県内の問い合わせ先

(1) 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-441-2688 FAX 073-441-2689

(2) 和歌山県立各保健所（支所）

名称（振興局衛生環境課兼任）	所在地	電話	F A X
海南保健所	海南市大野中 939	073-483-8825	073-482-3786
岩出保健所	岩出市高塚 209	0736-61-0048	0736-62-8720
橋本保健所	橋本市高野口町名古曾 927	0736-42-5443	0736-42-5466
湯浅保健所	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1293	0737-64-1290
御坊保健所	御坊市湯川町財部 859-2	0738-24-3617	0738-22-8751
田辺保健所	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7934	0739-26-7935
新宮保健所串本支所	東牟婁郡串本町西向 193	0735-72-0525	0735-72-2739
新宮保健所	新宮市緑ヶ丘 2-4-8	0735-21-9631	0735-22-6225

(3) 和歌山県内市町村担当課（和歌山市以外は騒音・振動発生施設に関してのみ）

市町村名	担当課名	郵便番号	所在地	電話番号
和歌山市	環境政策課	640-8511	和歌山市七番丁 23	073-435-1114
海南市	環境課	642-8501	海南市南赤坂 11	073-483-8457
橋本市	生活環境課	648-8585	橋本市東家 1-1-1	0736-33-6100
有田市	生活環境課	649-0392	有田市箕島 50	0737-83-1111
御坊市	環境衛生課	644-8686	御坊市藪 350	0738-23-5506
田辺市	環境課	646-8545	田辺市新屋敷町 1	0739-26-9927
新宮市	生活環境課	647-8555	新宮市春日 1-1	0735-23-3348
紀の川市	環境衛生課	649-6492	紀の川市西大井 338	0736-77-2511
岩出市	生活環境課	649-6292	岩出市西野 209	0736-62-2141
紀美野町	住民課	640-1192	海草郡紀美野町動木 287	073-489-5903
かつらぎ町	環境課	649-7192	伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160	0736-22-0300
九度山町	住民課	648-0198	伊都郡九度山町九度山 1190	0736-54-2019
高野町	生活環境課	648-0211	伊都郡高野町高野山 19-2	0736-56-3760
湯浅町	住民生活課	643-0002	有田郡湯浅町青木 668-1	0737-64-1102
広川町	住民環境課	643-0071	有田郡広川町広 1500	0737-23-7714
有田川町	環境衛生課	643-0021	有田郡有田川町下津野 2018-4	0737-52-2111
美浜町	住民課	644-0044	日高郡美浜町和田 1138-278	0738-23-4904
日高町	住民生活課	649-1213	日高郡日高町高家 626	0738-63-3800
由良町	住民福祉課	649-1111	日高郡由良町里 1220-1	0738-65-0201
印南町	生活環境課	649-1534	日高郡印南町印南 2570	0738-42-1732
みなべ町	生活環境課	645-0002	日高郡みなべ町芝 742	0739-72-3605

日高川町	住民課	649-1324	日高郡日高川町土生 160	0738-22-1701
白浜町	生活環境課	649-2211	西牟婁郡白浜町 1600	0739-43-6586
上富田町	住民生活課	649-2192	西牟婁郡上富田町朝来 763	0739-34-2373
すさみ町	環境保健課	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見 4089	0739-55-4803
那智勝浦町	住民課	649-5392	東牟婁郡那智勝浦町築地 7 丁目 1-1	0735-52-0559
太地町	住民福祉課	649-5171	東牟婁郡太地町太地 3767-1	0735-59-2335
古座川町	住民生活課	649-4104	東牟婁郡古座川町高池 673-2	0735-72-0180
北山村	住民福祉課	647-1603	東牟婁郡北山村大沼 42	0735-49-2331
串本町	住民課	649-3592	東牟婁郡串本町サンゴ台 690	0735-67-7217